

平成 26 年度特許フォーラムを開催



特許動向調査委員会主催の「特許フォーラム」を、昨年に引き続き学士会館（東京都千代田区神田錦町）で3月6日に開催した。フォーラムには一般参加を合わせて92名の方々にご出席いただいた。

光協会の小谷泰久専務理事および特許動向調査委員会の児玉泰治委員長の挨拶に続き、本年度の委員会報告を行った。例年通り、各分野の担当委員より「光通信ネットワーク産業」、「光メモリ産業」、「ディスプレイ産業」、「太陽光エネルギー産業」の4産業分野別の調査結果を報告した。今回は新たな取組みとして、光通信ネットワーク産業分野で実施した、IPCサブグループによる技術分類別の特許動向分析結果を紹介するとともに、光メモリ産業分野では過去に日本で登録された特許の権利存続状況の調査結果を紹介した。また、技術トピックス調査報告としては、昨年に続き「レーザ加工」を取り上げ、レーザ加工とレーザ光源について要素技術別の特許動向分析結果を報告した。

本年度の特別講演は、前 知的財産高等裁判所 所長で現在はユアサハラ法律特許事務所の飯村敏明弁護士をお招きして実施した。講演は「技術標準化と FRAND 宣言及び標準化特許の権利行使」—アップル対サムスン（iPhone）知財高裁判決に関連して—と題し、話題となった実際の裁判事例の紹介を通して、FRAND 宣言された必須特許の差止請求権の制限についての意見募集の結果、および判決の判断理由、損害額の算定に至るまで、詳細にご講演いただいた他、知財裁判の現状についてもご紹介いただいた。参加者からは、「具体的な事例に基づくお話であったため、かなり専門性の高い内容であるにもかかわらず理解できた」、「知財裁判の現状についてのお話が役に立った」等の感想が寄せられた。